

平成 24 年 3 月 31 日
雇児発 0331 第 9 号

都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて」の一部改正について

標記について、「児童手当の支給に関する処分等についての不服申立てについて」（昭和 47 年 2 月 19 日雇手発第 75 号厚生省児童家庭局長通知。以下「局長通知」といいます。）により行われているところですが、今般、局長通知の一部を下記のとおり改正することとしたので通知します。

記

1. 局長通知の題名中「児童手当」を「児童手当等」に改める。
2. 局長通知の本文中「児童手当」を「児童手当及び児童手当法附則第 2 条第 1 項の給付」に改める
3. 局長通知の別表を別添のとおり改める。

(別表)

1 被用者または被用者等でない者に対する処分

処 分 庁	不 服 申 立 て 庁	不 服 申 立 て の 種 類
市 町 村 長	都 道 府 県 知 事	審 査 請 求

2 公務員に対する処分

区 分	委 任 を し な い 場 合			委 任 を し た 場 合		
	処分庁	不服申立て 庁	不服申立て の種類	処分庁	不服申立て 庁	不服申立て の種類
(1) 国家公務員	各省各庁の 長	各省各庁の 長	異議申立て	各省各庁の 委任を受けた者 (ア) 外局またはこれに 置かれる 庁の長 (イ)(ア) 以外の 者	外局または これに置か れる庁の長 各省各庁の 長	異議申立て 審 査 請 求
(2) 地方公務員	都道府県知 事	厚生労働大 臣	審 査 請 求	都道府県知 事の委任を 受けた者	都道府県知 事(注1)	審 査 請 求
	市 町 村 長	都道府県知 事	審 査 請 求	市町村長の 委任を受け た者	市町村長(注 2)	審 査 請 求
	地方公共団 体の組合の 管理者 (ア) 都道府県 の加入する もの (イ) 都道府県 の加入しな いもの	厚生労働大 臣 都道府県知 事	審 査 請 求 審 査 請 求	地方公共団 体の組合の 管理者の委 任を受けた 者	地方公共団 体の組合の 管理者(注3)	審 査 請 求

〔備考〕

- ① (注1) から (注3) については、不服申立て庁が処分庁の上級行政庁（行政不服審査法に定める上級行政庁）である場合に限り適用されるものである。その他の場合は地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2の規定による。
- ② 「(2) 地方公務員」の「委任をした場合」において(注1) から(注3) までの不服申立て庁がした裁決に不服があるときは、「委任をしない場合」の不服申立て庁に対して再審査請求をすることができるものであること。